

電気用品技術基準の解釈別表第十 第2章の改正案に伴う解説（案）について

電波法施行規則が改正予定であるため、それに関連する電気用品技術基準の解釈別表第十 第2章の改正案を国へ提案予定である。

この改正案の経緯、根拠等を今後の検討に資するために解説として残すことを目的に改正案を検討した。

この解説は、技術基準の解釈別表第十 第2章の解説としたい。

（解説案）

平成26年3月に総務省情報通信審議会より“諮問第3号：「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」が答申された。この答申を受けて電波法施行規則等の関連法令が平成27年〇月に改正された。この改正では電子レンジ等の高周波利用機器の電波雑音に対する規制にCISPR11の要求が取り入れられることとなった。

そのため、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（以下、解釈という）別表第十の雑音の強さの第2章の高周波利用機器の規定が、平成27年〇月に改正された。

CISPR11の要求は、解釈別表第十二に記載されるJ55011(H27)として平成27年〇月に取り入れられている。今回の解釈別表第十の改正で、電気がま（電磁誘導加熱式のもの）、電磁誘導加熱式調理器、自動販売機（電子レンジを有するもの）、高周波ウェルダ、電子レンジ、アーク溶接機（高周波電流を重畳し使用するもの）、その他の放電灯器具の一部については、J55011(H27)と同じ要求となった。

電気用品の技術基準は、性能規定化され、解釈別表第十二の省令を満たす整合規格への移行を目指しているため、今回の解釈別表第十の改正では、電波法施行規則等の関連法令の改正で見直した用品は、解釈別表第十二のJ55011(H27)を引用する形とした。